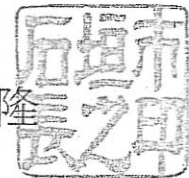




石垣市建設工事請負契約約款の一部を改正する約  
款をここに公示する。

平成30年6月20日

石垣市長 中山 義隆



石垣市建設工事請負契約約款の一部を改正する約款

石垣市建設工事請負契約約款(平成12年石垣市告示第45号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(工程表及び請負代金内訳書)」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 発注者は、前項の工程表を受け取ったときは、直ちにこれを審査し、不相当と認めるときは、その理由を明示し、期日を指定して再提出を求めることができる。
- 3 受注者は、発注者が請負代金内訳書の提出を求めたときは、これに応じなければならない。  
この場合において、請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

附 則

この約款は、平成30年7月1日から施行する。